

## 附属明細書一覧

作成区分	名 称
法人 全体 で作成	① 借入金明細書
	② 寄附金収益明細書
	③ 補助金事業等収益明細書
	④ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
	⑤ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
	⑥ 基本金明細書
	⑦ 国庫補助金等特別積立金明細書
拠点 区分 ごと に 作成	⑧ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
	⑨ 引当金明細書
	⑩ 拠点区分資金収支明細書
	⑪ 拠点区分事業活動明細書
	⑫ 積立金・積立資産明細書
	⑬ サービス区分間繰入金明細書
	⑭ サービス区分間貸付金（借入金）明細書
	⑮ 就労支援事業別事業活動明細書
	⑮-2         "                 （多機能型事業所等用）
	⑯ 就労支援事業製造原価明細書
	⑯-2         "                 （多機能型事業所等用）
	⑰ 就労支援事業販管費明細書
	⑰-2         "                 （多機能型事業所等用）
	⑱ 就労支援事業明細書
	⑱-2         "                 （多機能型事業所等用）
	⑲ 授産事業費用明細書

### 【根拠規定】

- ・社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日付け厚生労働省令第79号） 第30条
- ・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け社援発0331第39号厚生労働省社会・援護局長等連名通知） 第25条

### 【作成の省略について】

⑩ 拠点区分資金収支明細書

⑪ 拠点区分事業活動明細書

- ・サービス区分が1つの拠点区分の場合は⑩、⑪省略可。
- ・介護保健事業及び障害福祉サービス事業を実施する拠点では⑩を省略可。
- ・子どものための教育・保育給付費，措置費による事業を実施する事業を実施する拠点では⑪を省略可。
- ・その他の事業を実施する拠点では，事業内容に応じて⑩、⑪の一方を作成するものとし，他方を省略可。⇒これらの場合，拠点区分用の注記にその旨を記載

⑯(⑯-2) 就労支援事業製造原価明細書

⑰(⑰-2) 就労支援事業販管費明細書

⑱(⑱-2) 就労支援事業明細書

- ・サービス区分ごとに定める就労支援事業について，各事業の年間売上高が5,000万円以下であり，多種少額の精算活動を行う等の理由により，製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は，⑯(⑯-2)及び⑰(⑰-2)の作成に替えて，⑱(⑱-2)を作成すれば足りる。